

平成二十二年法律第七十一号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

**第一条** この法律は、生物の多様性が地域の自然的・社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

(地域連携保全活動計画の作成等)

**第四条** 市町村は、単独又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならぬ。

の区域内において行う行為であつて、同法第三十二条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの

三 同項の許可を要するもの  
都市緑地法(昭和四十八年法律第七十一号)第八条第一項の届出又は同法第十四条第一項の許可を要する行為

四 都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十四条第四項の規定による通知又は同条第八項

後段の規定による協議を要する行為  
前項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）

の規定は、市が地域連携保全活動計画を作成する場合は、適用しない。

9 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しよ  
うとする場合において、次条第一項の地域連携

保全活動協議会が組織されているときは、当該

地域連携保全活動計画に記載する事項について  
当該地域連携保全活動協議会による協議をもって

当該地域通換保全活動機関会における機関をし  
なければならない。

生物多様性基本法第十三条第一項の生物多様性戦略を定めて、地域的生物多様性戦略を定めることとする。

性地図戦略を定めている市町村は、地図選択権全活動計画を作成するに当たっては、当該生物

多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければよろしい。

11 地域連携保全活動計画は、第二項第三号に掲  
はならぬ。

げる事項に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりてつり

十九号) 第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる同項に規定す

る民有林における森林の施業が含まれるとときは、当該森林の施業二種の部分二つ、同法

は、当該森林の施業は係る部分について、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町

村森林整備計画に適合するものでなければならぬ。

市町村は、地域連携保全活動計画を作成した

ときは、遅滞なく、当該地域連携保全活動計画の実現に努めなければならない。

13 を公表するよ<sup>シ</sup>努めなければならぬ  
第三項から前項までの規定は、地域連携保全

活動計画の変更について準用する。

## （地域連携保全活動協議会）

る市町村は、地域連携保全活動計画の作成に関する協議会が、地域連携保全活動計画の実行による

する協議及び地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条に





条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十一条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七八十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定（同法第二十八条第九項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。））同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定による。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十六条、第一百七十三条まで、第一百十二条、第一百七十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

## 附 則（平成二三年一二月一四日法律第

（施行期日）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二六年五月三〇日法律第四六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成三一年四月二六日法律第二〇号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（令和六年四月一九日法律第一八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

**第五条** 第一条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。